

第2期

清須市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度 ▶▶ 令和6年度

概要版



令和2年3月

清須市

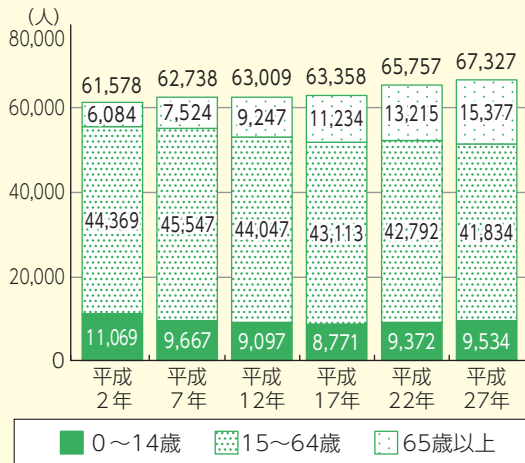
子ども・子育てを取り巻く現状

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、0歳～14歳の年少人口は平成17年までは減少し、その後は概ね横ばい傾向にあり、15歳～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加しています。

0～11歳の人口は、平成26年から令和元年まで微増傾向にあります。

今後も出生数が大きく変わらない場合、0～11歳の人口は微増することが予想されます。

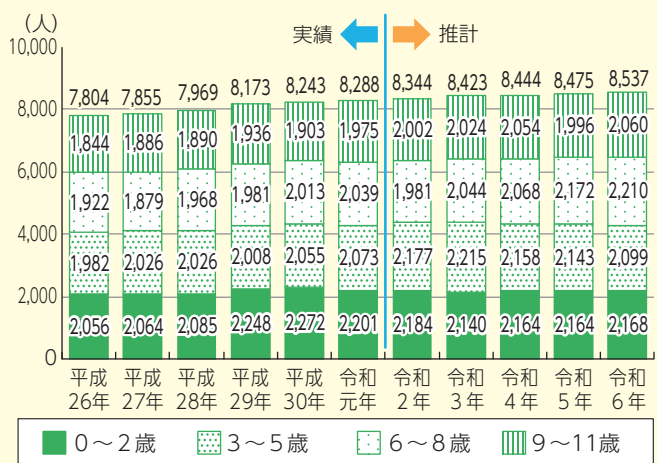
■年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳者がいるため、各年齢区分の合計と総数は一致しない

資料:国勢調査

■0～11歳の人口推移と推計



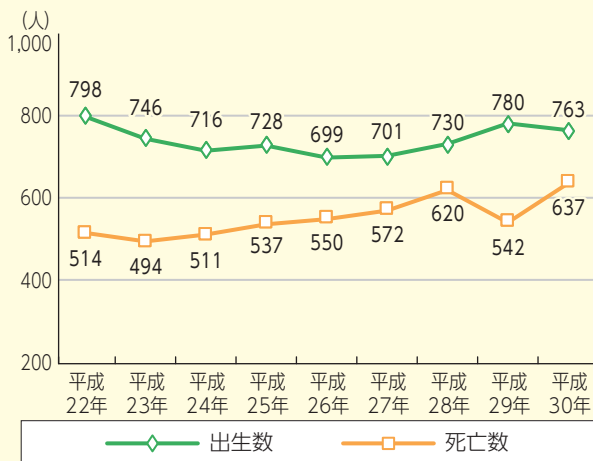
※過去5年の住民基本台帳人口、母親の年齢階級別の出生率を用いたコーホート要因法

資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)

平成22年から平成30年までの出生数・死亡数をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっています。

出生率については、本市は毎年全国と愛知県を上回っていましたが、平成29年次には、11.4と全国(7.6)、愛知県(8.4)を大きく上回り、愛知県内の順位では1位に、平成30年次も2位となっています。

■出生数・死亡数の推移



資料:愛知県衛生年報

■清須市の出生率の推移等

	平成25年次	平成26年次	平成27年次	平成28年次	平成29年次	平成30年次
清須市	11.0	10.5	10.4	10.8	11.4	11.0
愛知県	9.2	8.9	9.0	8.8	8.4	8.4
全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

※出生率は人口1,000人当たりにおける出生数

資料:人口動態推計

子ども・子育ての課題

子ども・子育てを取り巻く現状や、ニーズ調査の結果、第1期計画の主な事業の評価などを踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

● 教育・保育環境の整備

更なる教育・保育基盤整備の充実

など

● 子育て支援体制の充実

子育てに関する相談や
様々な支援体制づくり

など

● 仕事と子育ての両立の支援

企業と連携した仕事と子育ての
両立が可能な環境づくり

など

● 子どもの貧困対策

家庭を取り巻く地域や社会全体が
連携した貧困対策の取り組み

など

基本理念

子育てしやすい環境づくりを目指して、教育・保育施設の整備に取り組むとともに、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していく必要があります。また、父親や母親及びこれから子どもを生き育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるまちづくりを推進していく必要があります。更には、子どもの貧困の解消のため地域との繋がりを作りながら、子どもが心身ともに健やかに成長できる取組みを進めて行く必要があります。

本市においては、第1期計画の基本理念を継承し、『**みんなが担い手 みんなで子育てのまち**～明日を創る子ども達と共に きよす～』を第2期計画の基本理念として定め、推進していきます。

みんなが担い手 みんなで子育てのまち ～明日を創る子ども達と共に きよす～



施策の展開

基本目標 1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る

清須市で生まれ、このまちで育つ子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊産婦等健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業の充実を図ります。

1-1 安心して妊娠・出産ができるための支援

1-2 乳幼児の健やかな成長支援



主な施策・事業

- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦相談
- 妊婦訪問指導
- パパママ教室
- 産前・産後ヘルパー事業
- 乳幼児訪問指導
- 乳幼児健康診査
- 離乳食講習会
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 母子保健推進員事業
- 予防接種
- 子ども医療費の助成、未熟児養育医療の給付

など

基本目標 2 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施

特に妊娠期と乳児期に不安になる母親に対し、各種相談事業を充実させていきます。

また、子どもの育ちを地域で支援するため、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進め、親の子育てを支援していきます。

2-1 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実

2-2 子育て交流・地域コミュニティづくり



主な施策・事業

- 子育て世代包括支援センター
- 家庭相談員の配置・各種相談機関との連携
- 子育て支援センター
- ファミリー・サポート・センター
- 子育て情報の発信（子育て応援ガイド、キヨスマ等）
- 親の支援に関する事業
- 児童館・児童センター
- 小学校・中学校～家庭教育地域推進事業～
- 保育園・幼稚園での未就学児・保護者交流
- 親子ふれあい広場事業
- 幼稚園における地域との連携
- 住民との連携による子育てサークル活動
- 父親の育児参加

など

基本目標3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて、幼児期並びに小学校期の教育など、それぞれのニーズに合った保育事業を一体的に提供できる環境整備に取り組むとともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

3-1 心豊かで創造性を育む教育の推進

3-2 子育て世代の社会参加の支援

3-3 子育て支援サービスの充実



主な施策・事業

- 公園・児童遊園等の整備・充実
- 青少年家庭教育相談
- 放課後子ども教室
- 食育の推進
- 健康教育
- 思春期保健の啓発
- 子育て世代を対象とした生涯学習講座
- 子どもの居場所づくり
- 地域に開かれた施設づくり
- 病児・病後児保育
- 保育園での一時預かり
- 通常保育の充実
- 放課後児童クラブ
- 保育園・幼稚園の施設整備と統廃合・認定こども園化の検討
- 児童関連施設の整備
- 子育て短期支援事業

など

基本目標4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。

また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを推進し、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりに努めます。(国において進めている「子ども家庭総合支援拠点」の設置に取り組みます。)

4-1 児童虐待への対応

4-2 障がいのある児童の育成環境の充実

4-3 子どもを守る取組みの推進



主な施策・事業

- 児童虐待の発生予防
- 地域のサポート支援の啓発
- 児童虐待の早期発見・早期対応
- 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進
- 障がいのある児童と保護者に対する各種相談・支援
- 母子通園施設たんぼぼ園
- 保育所における障がいのある児童の受入れ体制
- 特別支援児への教育活動
- 療育サポート会議
- 子どもの人権の尊重
- 交通安全対策
- 教育・保育施設における安全対策
- 教育・保育施設における防災対策

など

基本目標5 子どもの貧困対策・ひとり親への支援

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないようにすることが重要です。

本市ではすべての子どもが心身ともに健やかに成長し、教育機会の均等が保証され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう子どもの貧困対策を推進します。

- 5-1 生活支援の充実
- 5-2 ひとり親への支援
- 5-3 子育て家庭への経済的支援の充実

主な施策・事業

- 生活困窮者自立支援相談員による相談
- 母子・父子自立支援員による相談
- ひとり親家庭等に対する経済的な支援
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 子育てに対する経済的な支援

など



計画の推進体制

- 計画の着実な推進のためには、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「清須市子ども・子育て審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。
- 本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。
- 子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園・認定こども園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

量の見込みと確保の方策

計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容を定めました。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供量】

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育	1号認定・2号認定 ※ (幼稚園・認定こども園)	860人	875人	875人	875人	875人
	2号認定・3号認定 (保育園・認定こども園・ 地域型保育事業)	2,060人	2,150人	2,188人	2,188人	2,188人
延長保育事業		470人	465人	459人	454人	449人
放課後児童健全育成事業		540人	540人	540人	540人	540人
子育て短期支援事業(ショートステイ)		14人	14人	14人	14人	14人
地域子育て支援拠点事業		69,928人	68,879人	67,850人	66,801人	65,772人
		13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
一時預かり事業(幼稚園)		960人	952人	944人	936人	929人
一時預かり事業(保育園、ファミリー・サポート・センター事業)(未就学児)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		3,520人	3,520人	3,520人	3,520人	3,520人
病児・病後児保育事業		453人	448人	442人	437人	432人
ファミリー・サポート・センター事業(就学児)		966人	966人	966人	966人	966人
妊産婦健診事業		797人	796人	796人	797人	800人
乳児家庭全戸訪問事業		723人	722人	722人	723人	726人
養育支援訪問事業		455人	455人	455人	455人	455人
利用者支援事業		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実費徴収に係る補足給付を行う事業		77人	77人	77人	77人	77人

※■認定区分と提供施設

区 分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		満3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業				○

第2期 清須市子ども・子育て支援事業計画 概要版

清須市 健康福祉部 子育て支援課

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963